

▶改定4 軽減判定所得の引き上げ

世帯主と加入者の前年所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均等割」が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改定では、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得をそれぞれ引き上げました。※この軽減を受けるための申請は不要です。

軽減割合	改定前	改定後
7割	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1) ※変更なし	
5割	43万円+30万5,000円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)	43万円+31万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)
2割	43万円+56万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)	43万円+57万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)

※1 一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む（基準以下の場合が対象）

国民健康保険「資格確認書」の有効期限について 問 伊奈庁舎国保年金課（内線4403）

▶マイナ保険証をお持ちでない方

現在お使いの資格確認書の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から引き続き医療を受けられる「資格確認書」を郵送します。※有効期限は最長で令和9年7月31日(土)です。

▶マイナ保険証をお持ちの方

70歳から75歳未満の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)からの「資格情報のお知らせ」を郵送します。※70歳未満の方で、すでに「資格情報のお知らせ」を発行している方には郵送されません。※マイナンバーカードでの受付が困難な場合などに、マイナンバーカードと合わせて「資格情報のお知らせ」を医療機関にご提示ください。※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

▶限度額適用認定証をお持ちの方

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(金)です。8月以降も認定証が必要な場合は、再度申請が必要です。国保年金課でお手続きください（郵送可）。※マイナ保険証で受診する方は、認定証の申請は不要です。※国民健康保険税に滞納があると、限度額の適用を受けることができません。※所得区分が「オ」または「低所得者Ⅱ」の方で過去12カ月の間に90日を超える入院をした方は、マイナ保険証をお持ちの場合でも申請手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

▶社会保険などに加入した方

加入している健康保険の資格取得日が分かるものをお持ちのうえ、国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください。

後期高齢者医療制度のお知らせ 問 伊奈庁舎国保年金課（内線4407）

資格確認書または資格情報のお知らせを発送します

現在お使いの「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は、7月31日(金)です。後期高齢者医療制度では、被保険者全員に7月31日(金)までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付するという暫定的な運用をしています。

このたび国の方針に変更があり、マイナ保険証の利用促進の観点から、令和8年8月1日(土)から令和9年7月31日(土)までの期間については、右記条件により送付するものが異なりますので、ご注意ください。

▶85歳以上（令和8年8月1日時点）の被保険者の方
「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

▶84歳以下（令和8年8月1日時点）の被保険者の方

○マイナ保険証を普段からご利用の方*

資格情報を簡単に確認できる「資格情報のお知らせ」をお届けします。※過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用した方、かつおおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した方

○それ以外の方

「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

納入通知書を発送します

令和8年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7月8日(水)に発送予定です。通知書が届きましたら、保険料額や納付方法をご確認ください。

▶納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合

同封の納付書で各納期限までに納付してください。口座振替の場合の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に保険料が差し引かれるので、ご自身での納付は必要ありません。